



森脇 徹 議員

ピックランド駐車場有料化は、高島の観光にとって市民・来訪者・市・指定管理者の四方良しとなるか

問

駐車場有料化における収入と納付金免除等をもとに、店舗の増床や遊具整備など増設した後に、譲渡方策を持つのか

答

将来、譲渡を検討する場合には、その時点での施設状態、資産価値、運営実績、譲渡条件、公平性、公共性を改めて整理することになります

問 指定管理者に指定された後に、議員がその指定管理者の役員に着任した場合、どう捉えたらよいか。

答 総務部長

今回のマキノピックランドの指定管理者については、マキノ町果樹生産組合が非公募で指定管理者に選定されているもので、生産組合の組合長については、これに該当しないということで理解しています。

その他の質問

いちご補助金未回収事件、「回収も解明も複雑で困難」では市民の納得は得られない。やるべきことを抜かりなくやり尽くせているか

答 農林水産部長

市としては、月次報告、年度事業報告、収支決算、設備更新計画書の履行状況、請求書や領収書等の証拠書類によって、収入や支出の状況を確認するだけでなく、必要に応じて、実地確認や関係書類の提出を求めることも可能な仕組みとなっています。

問 条例の附則に1年間、駐車場の有料化の社会実験を実施するということをつける協議はなかったのか。

答 農林水産部長

社会実験については、現在のところ考えていません。運

問

今回の納付金免除方針は特例措置なのか、今後のモデルケースなのか。他の納付金指定管理者に対し、市はどう判断していくのか。

答 総務部長

この手法については、現時点では全ての施設に一律に適用するものではなく、各施設の特性、公共性、経営の自立化の段階を一つひとつ丁寧に見極めたうえで、慎重に判断していきたいと考えています。

問

市は当該口座会計を含む補助団体への会計監査や年度事業決算の詳細を、監査チェックできる体制にあるのか。

答 農林水産部長

整備後の資産を市に帰属させることは、市所有施設として公共資産の整理を明確にするためです。

将来、譲渡を検討する場合には、その時点での施設状態、資産価値、運営実績、譲渡条件、公平性、公共性を改めて整理することになります。